

定期報告書

平成 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 殿

住所

氏名 () 印

電話番号 - -

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

1. 基本情報

家畜の所有者の氏名又は名称				
家畜の所有者の住所	郵便番号 -			
管理者の氏名又は名称				
管理者の住所	郵便番号 -			
農場の名称				
農場の所在地	郵便番号 -			
家畜の種類及び頭羽数	乳用雌牛			
	成牛	育成牛	子牛	
	頭	頭	頭	
	肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）			
	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛
	頭	頭	頭	頭

家畜の種類及び頭羽数（続き）	肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）			
	成牛 （肥育後期の牛）	肥育前期の牛	育成牛	子牛
	頭	頭	頭	頭
	繁殖牛			
	成牛	育成牛	子牛	
	頭	頭	頭	
	肥育豚 （子豚を除く。）	繁殖豚		子豚
		成豚	育成豚	
	頭	頭	頭	頭
	採卵鶏		肉用鶏	
	成鶏	育成鶏		
	羽	羽		
	その他 （ ）	その他 （ ）	その他 （ ）	その他 （ ）
	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)
	畜舎等の数	畜舎	心卵舎	

- 注意
- 1 本報告書は、農場ごとに、家畜の所有者（当該所有者以外の管理者がある場合にあつては、当該管理者）が作成し、提出すること。また、本報告書に記載する事項は、当該年の2月1日時点のものとする。
 - 2 「管理者の氏名又は名称」欄及び「管理者の住所」欄には、家畜の所有者以外に当該家畜の管理者がある場合に記入すること。
 - 3 家畜の飼養頭羽数については、当該年の2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行つたことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあつては、当該出荷又は移動を行つた日の前日時点のものとする。
 - 4 「家畜の種類及び頭羽数」の欄における用語の意義は、次のとおりとする。
 - (1) 「乳用雌牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月末満のものをいい、「子牛」とは日齢が満10日以上で月齢が満4月末満のものをいう。
 - (2) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満24月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満9月以上満24月末満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満9月末満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月末満のものをいう。
 - (3) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満17月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満7月以上満17月末満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満7月末満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月末満のものをいう。
 - (4) 「繁殖牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月末満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月末満

のものをいう。

- (5) 「子豚」とは、離乳した豚であつて月齢が満3月未滿のものをいう。
- (6) 「繁殖豚」において、「成豚」とは月齢が満12月以上のものをいい、「育成豚」とは月齢が満3月以上満12月未滿のものをいう。
- (7) 「採卵鶏」において、「成鶏」とは日齢が満150日以上ものをいい、「育成鶏」とは日齢が満150日未滿のものをいう。
- 5 「家畜の種類及び頭羽数」の「その他()」の欄には、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、いのしし、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、その種類ごとに該当するものを括弧内に記入の上、その頭数(羽数)を記入すること。

2. 飼養衛生管理基準の遵守状況

(1) 牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊の場合

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握	レ欄
自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	<input type="checkbox"/>
2. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	レ欄
① 衛生管理区域及び畜舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
② 衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去1週間以内の海外からの入国歴(渡航歴)を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。	<input type="checkbox"/>
③ 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
④ 衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去4月以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込ませないようにしている。	<input type="checkbox"/>
3. 野生動物からの病原体の侵入防止	レ欄
飼養する家畜に飲用に適した水を給与している。	<input type="checkbox"/>
4. 衛生管理区域の衛生状態の確保	レ欄
① 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	<input type="checkbox"/>
② 家畜の体液(生乳を除く。)が付着する物品を使用する際には、1頭ごとに交換又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
③ 空になつた畜房又はハッチの清掃及び消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
5. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処	レ欄
① 家畜に異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	<input type="checkbox"/>
② 毎日、飼養する家畜の健康観察を行つている。	<input type="checkbox"/>
③ 出荷又は移動の直前に家畜の健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>
6. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	レ欄
衛生管理区域に立ち入つた者等に関する記録を作成し、1年間保存している。	<input type="checkbox"/>

注意 遵守している項目について、レ欄の□にチェック印を付けること。

(2) 豚及びいのししの場合

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握	レ欄
自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	<input type="checkbox"/>
2. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	レ欄
① 衛生管理区域及び畜舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
② 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、着用している。	<input type="checkbox"/>
③ 衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去1週間以内の海外からの入国歴（渡航歴）を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。	<input type="checkbox"/>
④ 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
⑤ 衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去4月以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込ませないようにしている。	<input type="checkbox"/>
⑥ 家畜に給与する食品循環資源を原材料とする飼料は、加熱その他の適切な処理が行われたものを利用している。	<input type="checkbox"/>
3. 野生動物からの病原体の侵入防止	レ欄
飼養する家畜に飲用に適した水を給与している。	<input type="checkbox"/>
4. 衛生管理区域の衛生状態の確保	レ欄
① 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	<input type="checkbox"/>
② 家畜の体液が付着する物品を使用する際には、1頭ごとに（注射針にあつては、少なくとも畜房ごとに）交換又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
③ 空になつた畜舎又は畜房の清掃及び消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
5. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処	レ欄
① 家畜に異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	<input type="checkbox"/>
② 毎日、飼養する家畜の健康観察を行つている。	<input type="checkbox"/>
③ 出荷又は移動の直前に家畜の健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>
6. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	レ欄
衛生管理区域に立ち入つた者等に関する記録を作成し、1年間保存している。	<input type="checkbox"/>

注意 遵守している項目について、レ欄の□にチェック印を付けること。

(3) 鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握	レ欄
自らが飼養する家きんが感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	<input type="checkbox"/>

2. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	レ欄
① 衛生管理区域及び家きん舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
② 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置するとともに、家きん舎専用の靴を設置し、着用している。	<input type="checkbox"/>
③ 衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去1週間以内の海外からの入国歴（渡航歴）を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。	<input type="checkbox"/>
④ 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家きんに直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
⑤ 衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去2月以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込ませないようにしている。	<input type="checkbox"/>
3. 野生動物からの病原体の侵入防止	レ欄
① 野生動物の排せつ物が混入するおそれがある水を飲用水として用いる場合に消毒している。	<input type="checkbox"/>
② 野鳥等の野生動物の侵入を防止することができる防鳥ネット等を設置している。	<input type="checkbox"/>
③ 定期的に防鳥ネット等の破損状況を確認し、破損箇所の修繕を行つている。	<input type="checkbox"/>
④ 家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合に、遅滞なく、その破損箇所の修繕を行つている。	<input type="checkbox"/>
4. 衛生管理区域の衛生状態の確保	レ欄
① 家きん舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	<input type="checkbox"/>
② 空になつた家きん舎又はケージの清掃及び消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
5. 家きんの健康観察と異状が確認された場合の対処	レ欄
① 家きんに異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	<input type="checkbox"/>
② 毎日、飼養する家きんの健康観察を行つている。	<input type="checkbox"/>
③ 出荷又は移動の直前に家きんの健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>
6. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	レ欄
衛生管理区域に立ち入つた者等に関する記録を作成し、1年間保存している。	<input type="checkbox"/>

注意 遵守している項目について、レ欄の□にチェック印を付けること。

(4) 馬の場合

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握	レ欄
自らが飼養する馬が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	<input type="checkbox"/>
2. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	レ欄
厩舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒を実施している。	<input type="checkbox"/>
3. 野生動物からの病原体の侵入防止	レ欄
飼養する馬に飲用に適した水を給与している。	<input type="checkbox"/>

4. 衛生管理区域の衛生状態の確保	レ欄
① 厩舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	<input type="checkbox"/>
② 馬の体液が付着する物品を使用する際には、1頭ごとに交換又は消毒を行っている。	<input type="checkbox"/>
③ 空になった馬房の清掃及び消毒を行っている。	<input type="checkbox"/>
5. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処	レ欄
① 馬に異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	<input type="checkbox"/>
② 毎日、飼養する馬の健康観察を行っている。	<input type="checkbox"/>
③ 移動又は出荷の直前に馬の健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>

注意 遵守している項目について、レ欄の□にチェック印を付けること。